

## 共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 15 日  
文部科学大臣決定  
一部改正 平成 28 年 3 月 29 日  
一部改正 令和元年 10 月 23 日  
一部改正 令和 2 年 10 月 23 日  
一部改正 令和 5 年 4 月 6 日  
一部改正 令和 7 年 2 月 25 日

### (通則)

第 1 条 共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 条 この補助金は、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けた「特色ある共同利用・共同研究拠点」を対象に、拠点としての環境や体制の整備に係るスタートアップのために必要となる経費及び拠点機能の強化のために必要となる経費を補助すること、大臣の認定を受けた「特色ある国際共同利用・共同研究拠点」を対象に、国際共同研究を牽引する機能の強化のために必要となる経費を補助すること、大学共同利用機関や国公立大学の共同利用・共同研究拠点等を対象に、学際的な共同研究システムの構築のために必要となる経費を補助すること、国公立大学の共同利用・共同研究拠点等を対象に新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備の整備のために必要となる経費を補助することにより、研究ポテンシャルのある研究所等を学外の研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱において「特色ある共同利用・共同研究拠点」とは、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 143 条の 3 第 2 項の規定に基づき、大臣の認定を受けた研究所その他の研究施設のうち、公立大学に中心拠点を置く機関をいう。

2 この要綱において「特色ある国際共同利用・共同研究拠点」とは、学校教育法施行規則第 143 条の 3 第 3 項の規定に基づき、大臣の認定を受けた研究所その他の研究施設のうち、公立大学に中心拠点を置く機関をいう。

### (交付の対象)

第 4 条 大臣は、第 2 条の目的を達成するために行う事業「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～スタートアップ支援～」、「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～」、「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～国際共同

研究推進支援～」、「学際領域展開ハブ形成プログラム」又は「大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム」（以下「補助事業」という。）を実施する機関の長（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は設備備品費、人件費、事業推進費、その他大臣が認める経費とする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとするときは、別に定める様式による交付申請書を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 条 大臣は、前条第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

（申請の取下げ）

第 7 条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した文書を提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第 8 条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別に定める様式による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- 一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
- 二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、別表に定める補助対象経費の各費目に係る額を補助金の交付決定額の総額の30%以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに別に定める様式による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別に定める様式による事業遅延届を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 大臣は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から1ヶ月を経過した日又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、別に定める様式による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 14 条 大臣は、前条の規定による補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別に定める様式により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
  - 3 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 15 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別に定める様式による消費税等仕入控除税額確定報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 16 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定により第 6 条第 1 項の交付の決定の取り消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第 14 条第 4 項の規定は、第 2 項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(知的財産権の報告)

第 17 条 補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、補助事業者は、速やかに別に定める様式による知的財産権報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第 18 条 補助金の支払は、原則として第 14 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、大臣は必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく協議が調った際には、補助金額の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、別に定める様式による補助金支払（精算・概算）請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第 20 条 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、別に定める様式による申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第 22 条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする、別に定める様式によ

る調書を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 23 条 申請者あるいは補助事業者は、法、令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 24 条 大臣は、法、令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 25 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日）27 文科振第 432 号

この要綱は平成 28 年 3 月 29 日から施行し、平成 28 年度以降に交付するものから適用する。

附 則（令和元年 10 月 23 日）元文科振第 237 号

この要綱は令和元年 10 月 23 日から施行し、令和元年度以降に交付するものから適用する。

附 則（令和 2 年 10 月 23 日）2 文科振第 194 号

この要綱は令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 6 日）4 文科振第 1509 号

この要綱は令和 5 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 25 日）6 文科振第 1027 号

この要綱は令和 7 年 2 月 25 日から施行する。